

(選挙の無効)

第 12 条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(附 則)

1. 第 13 条の規約を第 12 条に変更し、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用とする。